

さいたま市水道局告示第52号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の更新を同法第25条の3の2第3項に基づき、次のとおり指定の更新を決定したので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）第11条第2号の規定により告示する。

令和7年4月9日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 指定の更新を決定した指定給水装置工事事業者

- 次の表のとおり

指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第1249号 あんしん水道サービス 埼玉県さいたま市南区大字円正寺507番地1 ジュネスヴィラⅡ 102 岡山 和臣 令和7年3月30日 令和7年3月31日から令和12年3月30日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第1251号 芦谷工業 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏1944番地 芦谷 誠一 令和7年4月29日 令和7年4月30日から令和12年4月29日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第1253号 株式会社ダイコウ設備 埼玉県川口市大字安行慈林50番地の9 大沼 幸雄 令和7年5月28日 令和7年5月29日から令和12年5月28日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第1254号 第一綜合株式会社 東京都大田区南蒲田二丁目16番1号 出口 裕樹 令和7年5月28日 令和7年5月29日から令和12年5月28日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第1256号 株式会社ブルーライン 東京都品川区西五反田一丁目21番10号 清水 謙二 令和7年5月28日 令和7年5月29日から令和12年5月28日まで